

2020年3月5日

札幌市長  
秋元克広 殿

一般社団法人児童発達支援連絡協議会  
会長 菊地 良治  
会員 273 施設一同

新型コロナウイルス感染防止対策に伴う  
障がいや困り感のある子どもたちへの対応に関する緊急要望書

この度の新型コロナウイルス感染防止対策に伴う一連の要請や運営基準の柔軟な取り扱いに関する通知など迅速な対応をしていただき、感謝いたします。

当法人は平成20年に任意団体として発足し平成30年に一般社団法人として法人化し札幌市近郊の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援センターとともに273施設が加盟する業界団体として質の向上や保護者支援を実施しております。

今回の新型コロナウイルス感染防止対策については障がいを抱える子どもたちの支援者として国の方針に沿い、できる限りの対応をしている中ではありますが、要請や運営基準の柔軟な取り扱いが各自治体による判断ということで、せっかくの緩和措置が取られないケースが多く、会員施設からも悲痛の声が寄せられております。

そこで、当法人では緊急実態調査を実施いたしましたので、その結果とともに市に対する要望ということで、現状報告と提案をさせていただきたく、緊急要望書を提出させていただきます。

**緩和措置を具体的な指示として**

(1) 弾力的な支給日数調整の必要性

現在、各市町村の学校が休校中であり、子どもたちの居場所確保、療育的支援の必要性から各施設が開所し受け入れ態勢を構築しているところですが、通常の契約日数、支給日数を超えてしまうケースが考えられます。しかし、各市町村では通常通りの契約変更手続き、支給日数の変更手続きは必要ということになっており、ここ数日間で考えられる緊急的な受け入れができない可能性があります。各市町村に判断が委ねられている以上、迅速な判断と対応ができるように周知していただきたい。

(2) 緊急的な人員配置基準の緩和

学校が休校になったことで子どもの居場所がなく、仕事を休まざるを得ない職員がいます。その場合も人員配置基準を満たすとして認めていただきたい。(現在は感染者ではないので認められていない)

### (3) 健康管理及び相談支援

幼児児童生徒の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合とありますが、感染予防の観点から居宅への訪問を希望されないご家庭が多く見受けられます。(自治体によっては、マスク不足の中、訪問または1時間以上の電話相談ではないと算定されないというケースがあります。) 感染防止の観点から居宅訪問等は避け、電話やWebによる健康管理や相談支援等の算定を可能とし、こちらにおいても各市町村の判断ではなく、明確な指示を出していただきたい。

### (4) 具体的指示の明確化

法律が変わるたびに、我々施設は厚生労働省通知と市町村の判断のはざままで苦しめられています。それは、立場が変われど市町村も同じかと思います。市町村、施設が厚労省への問い合わせで必要な支援が止まらないように最良の判断ができる体制をとっていただきたい。

## **保護者・施設負担への考慮**

### (1) 保護者負担の補助

欠席対応加算や今回のようなケースで利用、訪問支援、電話による相談が認められた場合にも、保護者の1割負担は課せられます。学校や幼稚園が休みになった結果利用せざるを得ない中で保護者に負担増のしわ寄せがいくのは施設側としても苦慮するところです。

(学校、幼稚園は定額制、施設利用は回数制) 首相が求めた学校休校措置ですから、この間の利用費(実費負担分)は全額補助していただきたい。

### (2) 施設への補償

今回の初動で市町村、国の認識にずれがありました。北海道でみると、休所要請をした市町村、あくまでも施設の判断に委ねるという責任転嫁な表現で休所をすすめる市町村と対応はバラバラでした。そんな中、我々施設側は各市町村の判断に寄り添い、休所や開所を決めてきました。休所した施設はその分、開所した施設も北海道が緊急事態宣言を出し、保護者の方々は外出を控える中、開所していました。理由はこのように様々ですが、本来利用するはずだった利用はなされることありませんでした。そこで、障害児支援給付費の過去3か月平均額の最低保証をし、子どもたちへの支援が途切れることのないようお願いいたします。

## **職員の感染予防について**

マスク・アルコール消毒液が足りていません。一般市場への供給が止まっている中、我々は子どもの受け入れをしています。優先的にマスクやアルコール消毒液が購入できるように優遇していただきたい。

お問い合わせ先

一般社団法人児童発達支援連絡協議会

H P: <http://www.jihatsuren.jp/>

Mail : [center@jihatsuren.jp](mailto:center@jihatsuren.jp)

電話 : 0 8 0 - 8 2 9 5 - 9 6 7 4